

国際課税のケース・スタディ

外国孫会社等に対する間接税額控除の適用の時期等

〔事例〕

平成4年の税制改正により外国税額控除制度が改正され、外国孫会社まで間接税額控除の範囲が拡大された。内国法人甲社は、間接税額控除の適用となる外国子会社及び外国孫会社を有しているが、次のような場合、内国法人甲社における間接税額控除の適用はどのようなになるのか。

- 1 外国孫会社の所在地国において、外国法人税が課され納税を行ったが、後日その一部が還付された場合。
- 2 外国孫会社が、外国法人税を納付した後、税務調査により更正され、追加の法人税を納付した場合。
- 3 外国孫会社の所在地国における法人税法の規定では、賦課課税方式を採用していることから、申告書を提出後、1年以上の後に納付額が決定される場合。
- 4 外国孫会社が過去2年分の所得を原資として配当を支払った場合。

〔検討〕

1 間接税額控除の基礎的事項

(1) 間接税額控除の計算

間接税額控除の適用範囲が外国孫会社を含む範囲まで拡大されたといっても、従前における内国法人と外国子会社間における間接税額控除の仕組みが、外国子会社と外国孫会社との関連まで拡大

されたものといえる。最初に外国子会社が納付したとみなされる外国法人税の額を外国子会社と外国孫会社との関係で算定し、次に、内国法人と外国子会社との関係で、次に掲げる算式により内国法人が納付したとみなされる外国法人税の額を算定することになる。

$$\text{内国法人が納付したとみなされる外国法人税の額} = \left(\begin{array}{l} \text{外国子会社} \\ \text{社が実際に} \\ \text{納付したと} \\ \text{みなされる外} \\ \text{国法人税の} \\ \text{額} \\ \text{(a)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{外国子会} \\ \text{社が納付} \\ \text{したとみ} \\ \text{なされる} \\ \text{外国法人} \\ \text{税の額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{内国法人} \\ \text{の受取配} \\ \text{当等の額} \\ \text{外国子会} \\ \text{社の} \\ \text{所得} \\ \text{-(a)} \end{array}$$

(2) 控除の時期

内国法人が納付したとみなされるのは、外国子会社から配当を受けた日又は外国子会社に外国法人税が課された日のいずれか遅い日の属する事業年度であるが、外国孫会社の場合も同様である。

例を掲げると次のとおりである。

(例1) 内国法人の事業年度終了の日

平成5年3月

外国子会社からの配当を受ける日

平成5年1月

外国子会社の納付税額確定日 平成4年12月

外国孫会社の納付税額確定日 平成4年2月

上記(例1)では、控除する事業年度は、外国子会社からの配当を受ける日の属する事業年度、すなわち、平成5年3月期となる。

(例2) 内国法人の事業年度終了の日

平成5年3月

外国子会社からの配当を受ける日

平成5年1月

外国子会社の納付税額確定

平成4年12月

外国孫会社の納付税額確定

平成5年6月

上記(例2)では、控除する事業年度は、その課された日の属する事業年度、すなわち、平成6年3月期となる。しかしながら、外国子会社からの配当については、平成5年3月期に属することから、外国子会社に係る間接税額控除は平成5年3月期に適用し、平成6年3月期は、外国孫会社の納付した外国法人税に係る間接税額控除を行うことになる。


2 外国孫会社の外国法人税が納付後、なんらかの理由により還付された場合

その時期としては、間接税額控除の適用を受け

る前に還付がある場合と適用後に外国法人税が減額された場合の二通りが想定できる。間接税額控除の適用を受ける前であれば、還付調整後の金額により納付したとみなされる外国法人税の額を計算することになる。また、適用後の減額の場合は、再度、納付したものとみなされる外国法人税の額を計算して、適用を受けた額との差額が減額されたものとみなされる。

3 外国孫会社が更正を受けて外国法人税を納付した場合

この場合、当初の納付額について、すでに述べた方式により間接税額控除を適用する。その後に、更正を受けた場合、外国孫会社に外国法人税が課された日の属する内国法人の事業年度において、再度、追加納付額を含めて控除対象となる税額を計算し、その増額となる部分について間接税額控除を適用することになる。



第一法規

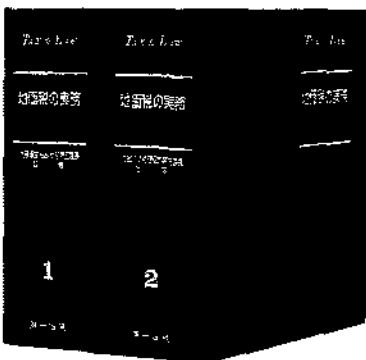
〒107 東京都港区南青山2-11-17
☎(03)3404-2251/FAX(03)3404-2269

主な内容

- 第1編 地価税の概要
 - I 土地税制改革と地価税の創設
 - II 地価税の概説
 - III 地価税の効果
- 第2編 地価税法の仕組み
 - 第1章 総則
 - 第2章 課税価格、基礎控除及び税率
 - 第3章 土地等の評価
- 第4編 申告及び納付
 - 第4章 申告及び納付
 - 第5章 更正及び決定
 - 第6章 雑則
- 附則
- 第4章の2 地価税法の特例
- 第3編 土地等の評価
- 資料編

地価税に関する明解を逐条解説から、土地の評価方法、課税・非課税の土地が混在する場合の処理など様々な実務処理について、本法の創設に携わった立法担当者が直接執筆した、最も信頼ある内容の実務書です。

★B5判・加除式・全2巻・定価25,000円(税込)へ実費



大蔵省主税局税制第三課長 監修
地価税法研究会(代表澤内弘道) 編集

TAX & LAW

地価税の実務

地価税の各規定の解釈から実務対応まで
立法担当者の執筆による信頼の解説書!

4 賦課課税方式により、税額の決定が遅れる場合

外国孫会社の所在地国が賦課課税方式のため、税額決定が大幅に遅れる場合、その賦課決定のあった日を含む事業年度が、外国孫会社に外国法人税が課される事業年度に該当することになる。

5 外国孫会社が過去2年分の所得を原資として配当を支払った場合

配当の額がその計算の基礎となった外国孫会社及び外国子会社の事業年度の所得金額を超える場合、その超える部分の金額は、配当を行った事業年度の直前の事業年度から順次配当されたものとして計算を行うことになる。外国孫会社を含む場合、外国孫会社と外国子会社との間でまず計算を行い、次いで外国子会社と内国法人との間で順次同様の計算を行うことになる。

本事例では、ここで、計算例を設けて説明する。

(計算例)

外国孫会社(3月決算)(平成4年3月期)(平成5年3月期)

所得	60	80
法人税	30(税率50%)	40(税率50%)

配当可能所得	30	40
支払配当	-	60
外国子会社(9月決算)(平成4年9月期)(平成5年9月期)		
所得	100	140
受取配当	-	60
法人税	30(税率30%)	60(税率30%)
配当可能所得	70	140
支払配当		180

内国法人(12月決算)

① 外国子会社の平成5年9月期に納付したとみなされる外国法人税

$$40 \times \frac{40}{80 - 40} = 40$$

(孫会社平成5年3月期分)

$$30 \times \frac{20}{60 - 30} = 20 \text{ 計60}$$

(孫会社平成4年3月期分)

② 内国法人の平成5年12月期に納付したとみなされる外国法人税

$$(60 + 60) \times \frac{140}{200 - 60} = 120$$

子会社分 孫会社分

$$30 \times \frac{40}{100 - 30} = 17 \text{ 計137}$$

(子会社平成4年9月期分)

(税理士 小沢 進)

新版 商法と税法の接点

田中久夫著 A5判上製 定価2800円 円380円
(税込み)

◇本書は、商法と税法の接点領域に存在する諸問題を体系的に網羅し、各項目毎に両法の比較を前提にした調整や実務上の取扱いをやさしく解説しました。また、今回の新版では、初版発行後の商法改正や税制改正を全て織り込んでいます。

財経詳報社